

事務連絡
令和4年8月8日

居宅介護支援事業所管理者 各位

那覇市福祉部
ちゃーがんじゅう課長
(公印省略)

令和3年度介護保険制度改正に伴う運営基準減算等について（再周知）

平素より本市の福祉行政の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、居宅介護支援につきましては、令和3年度介護保険制度改正がされており、その中には未実施の場合は減算が適用されるものもあります（前6か月間に作成したケアプランの割合公表等）。

令和3年度にWeb開催しました集団指導の資料として掲載し、各事業所においてはすでにご対応いただいているかと思いますが、改めて改正内容の周知をさせていただきます。

管理者様におかれましては、下記内容及び本市HP掲載内容を再度ご確認ください、基準順守に努めるようお願いいたします。

記

1. 改正事項

別紙「居宅介護支援・介護予防支援」参照

2. 概要・算定要件等

国の通知（介護保険最新情報等）や『介護報酬の解釈 1,2,3』を適宜確認すること

3. 留意事項

各項目未実施の場合は、今後の実地指導において指摘事項になり、別紙内「④2(6)①質の高いケアマネジメントの推進」などについては運営基準減算による返還の可能性もありますので、早急に確認をお願いいたします。

【本市HP掲載場所】

那覇市HP > トップページ「福祉・健康」> 高齢者福祉 > 事業者の皆様へ >
居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援事業者の皆様へ

【集団指導 資料掲載場所】

那覇市HP > トップページ「福祉・健康」> 高齢者福祉 > 事業者の皆様へ >
集団指導について

那覇市ちゃーがんじゅう課
施設グループ (Tel862-9010)